

## 大和市議会委員会条例逐条解説

(常任委員会の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条の規定に基づき、議会に常任委員会を置く。

### 【解説】

- ・自治体議会は、制度の建前からすると本会議中心に行われるのが原則ですが、複雑化、専門化した今日の地方行政に係るすべての事件を本会議で審議を尽くすことは現実的ではなく、また、能率的な運営を期するうえからも適切ではないと言われています。
- ・そこで、議会内部に下審査機関として、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会制度の採用が認められています。
- ・法的根拠としては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）です。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管事項)

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

- 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管事項は、別表のとおりとする。
- 3 所管の明らかでない事項については、議長が会議に諮って決める。

### 【解説】

- ・議員は、それぞれ一つの常任委員となることを定めています。
- ・各常任委員会の所管事項は、事務の性質も考慮した執行機関の所管単位に分かれています。なお、他の委員会の所管に属さない事項は、総務常任委員会が所管することとなっています。

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 【解説】

<第1項関係>

- ・法上、常任委員は条例に特別の定めがある場合を除き議員の任期中在任することとなっており、

本市ではこの第1項の規定により任期を1年としています。

<第3項関係>

- ・補欠選挙により当選した議員を常任委員に選任した場合を示すものです。

(議会運営委員会の設置)

第4条 法第109条の規定に基づき、議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、12人以内とし、委員選任の都度議長が会議に諮って定める。
- 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。
- 4 既に選任されている委員の任期中に第2項の定数に変更が生じた場合において、新たに選任された委員があるときは、当該委員の任期は、前項において準用する前条第1項の規定にかかわらず、既に選任されている委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

【解説】

- ・議会運営を円滑に行うために、議会は条例で議会運営委員会を設置しています。
- ・委員の定数は、12人以内とし、具体の定数は、委員選任の都度、議長が本会議に諮って決定します。
- ・委員の任期は、第3条の規定を準用し1年です。
- ・既に選任されている委員の任期中に、定数を変更したことにより、新たに選任された委員の任期は、既に選任されている委員の任期の残任期間となります。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

【解説】

- ・任期は原則として選任された当日から起算しますが、委員の任期満了前に改選して、次期委員を選任した場合の任期の始期について明らかにしたものです。

(特別委員会の設置等)

第6条 法第109条の規定により特別委員会を置く必要がある場合には、議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

**【解説】**

- ・特別委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について審査するために設置します。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項（常任委員の任期）の例による。

**【解説】**

- ・委員の選任は、議長が本会議に諮って行います。常任委員の所属を変更する場合も同様です。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

**【解説】**

- ・互選は、比較的小規模の範囲において、すべての者が均等に選挙権及び被選挙権を有する場合に用いられる選挙方法です。
- ・正副委員長の任期は、委員の任期と同じ1年です。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

**【解説】**

- ・正副委員長がともにいないときは、①一般選挙後新たに委員が選任されたが、正副委員長がいな  
いたためこれを互選する場合 ②正副委員長がともに自己の意思で任期中に辞任し、ともに欠けた  
場合 ③条例に規定した任期を経過して新たな委員が選任された場合です。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

**【解説】**

- ・議事整理権とは、委員会の開会、事件の宣告、質疑・討論・発言の許可、休憩・散会の宣告等で  
委員長固有の権限です。
- ・秩序保持権には、①秩序を乱す委員の制止、発言の取り消し ②委員の発言禁止、退場命令 ③  
騒然として整理することが困難な場合の散会、中止権 ④証人・公述人の発言の制止、退場命令  
⑤傍聴人の退場命令等があります。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行  
う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

**【解説】**

- ・事故があるときとは、除斥、病気、旅行等なんらかの事由により一時職務を自ら執行できない場  
合をいいます。
- ・欠けたときとは、死亡、辞任、除名、失職等で委員長に欠員を生じたときをいいます。

(委員長、副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

**【解説】**

- ・委員会の許可が必要であることから、委員会が開会されているときでなければ許可の効力が発生  
しません。つまり会期中又は閉会中の継続審査事件のある委員会ならば許可についての決定が可  
能となります。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

【解説】

- ・委員会の招集は、委員長の固有の権限です。
- ・第2項の招集の請求があったときは委員長は招集手続きを行わなければなりません、招集日時  
の決定は委員長の固有の権限であり拘束されません。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことはできない。  
ただし、第17条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、  
この限りでない。

【解説】

- ・委員の定数の半数以上の出席には、委員長を含みます。
- ・定足数を欠いた委員会は流会となります。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において委員長は、委員として議決に加わることができない。

【解説】

- ・表決の結果、可否同数のときは委員長が裁決権を行使します。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

【解説】

- ・委員長及び委員は、一身上の事件又は従事している業務に直接利害関係がある事件の場合は①公平な判断が下しにくい ②下してもその証明が困難である ③誤解を招くおそれもある ことから法第117条の除斥規定に準じ除斥します。
- ・除斥の該当の有無の認定は、委員長が議事整理権に基づいて行うものです。

(傍聴の取扱)

第18条 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に規則で定める。

【解説】

- ・委員会の傍聴は、傍聴席の物理的な制約等を考慮し、委員長の傍聴許可権を認め制限公開制をとっています。
- ・実際の運用においては、可能な限り希望者の傍聴を認めるよう柔軟な運用を図っています。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、委員長は、討論を用いないで委員会に諮って決める。

【解説】

- ・委員長が傍聴を許可しないために、実質的に秘密会と同じ状態になったとしてもそれは秘密会ではなく、秘密会とするためには本条の規定により秘密会とする旨の議決をしなければなりません。
- ・委員会での議決は、本会議における秘密会の議決のように特別多数議決を必要としません。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長、公平委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

【解説】

- ・本条自体は手続き規定であって、法第121条（長及び委員長等の出席義務）に基づく本会議への出席義務と異なり、執行機関が出席要求を受けても出席の義務を負うものではありません。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場をさせることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

【解説】

- ・第1項にいう法律の例としては、法第132条（品位の保持）などがあります。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を公示する。

【解説】

- ・公聴会の案件は、法第109条第5項で準用する法第115条の2によると「予算その他重要な議案、陳情等について」と規定されているだけで他に別段の制限はないが、一般に付託案件について行われるのが例です。
- ・公示は、公聴会で意見を述べようとする者の申し出を募るために行うものであり、申し出に必要な時間的余裕を持って行うよう配慮が必要です。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

**【解説】**

- ・公聴会は委員会の特別な審査形態ですが、委員会の議事運営は通常と変わるところはありません。
- ・公聴会は、公述人の意見を聴き、審査の参考にして適切な判断を下すために開催されるものです。
- ・公聴会においては委員長の議事整理権及び秩序保持権が働くので、公述人もこれに従わなければなりません。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

**【解説】**

- ・公述人に対する質疑は、述べられた意見に対しての疑問について聞く場合です。
- ・公述人が委員に対して質疑をすることを禁じているのは、公聴会の目的が、広く意見を募り、より適切な判断を下すための参考として聴くためにあり、委員と公述人が質疑を交わすものではないからです。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

**【解説】**

- ・原則的に代理人又は文書で意見を提示することはできませんが、公述人が病気その他の正当な理由により出席することができない場合などは、委員会の許可のうえ代理人の公述などによることができます。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、前3条の規定を準用する。

**【解説】**

- ・委員会が所管事務の調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができます。(法第109条第5項)。
- ・参考人の運営上の手続きとしては、公述人の諸規定を準用しています。

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。
- 3 前2項の記録は議長が保管する。

**【解説】**

- ・委員会記録は、委員会の会議状況を表し有力な証拠資料となる公的な記録です。
- ・将来的に電磁的記録による場合も対応できるよう、第2項に規定しています。

(会議規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

【解説】

- ・法第120条（会議規則）の規定により、大和市議会会議規則（昭和42年大和市議会規則第1号）を定めています。